

2010 年度 小委員会活動成果報告

(2011 年 2 月 15 日作成)

小委員会名	建築専門家の行政訴訟参加に関する 研究小委員会	主 査 名：杉山義孝 就任年月：2010 年 4 月
所属本委員会 (所属運営委員会)	建築法制委員会	委員長名：柳沢 厚
設 置 期 間	2010 年 4 月 ～ 2013 年 3 月	
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	<p>・建築ストック社会では、建築行為はすでに建築物が建築されている既成市街地内で行われることがほとんどとなり、新築も建て替えを中心として建築される。このことは周辺との関係において緊張を呼び起こすことも多くなる。</p> <p>・さらに建築基準法では指定確認検査機関による確認が主流となったことにより、従来特定行庁による行政処分としての建築確認から、契約による建築確認となった。このことは早く確認が下りることを希望するクライアントの意向に沿う確認に陥る危険性もあり、また建築確認の厳格化による事前明示された法基準への適合という建築確認になり、判断の画一化につながりやすい側面を有している。</p> <p>・こうした状況にあって、関係住民の問題意識の高揚と、問題を訴訟により解決することに対して心理的な抵抗も少なくなり、行政訴訟が提起されることが増えており、さらに今後増大していくことが想定される。</p> <p>・現行の裁判制度では、建築の専門家が、裁判側で参加する専門委員制度があるが、行政訴訟においてはほとんど活用されていないのが実情である。</p> <p>・本研究では、行政訴訟において、建築専門家の活用の必要性と重要性及びその効果について調査研究を行うものである。</p> <p>初年度：・日本における建築紛争（裁判）の仕組みの実態を明らかにする。 ・諸外国における建築裁判の実態を調査する。 ・日本の建築に関する行政訴訟判決を収集整理する。</p> <p>2年度：・日本の建築行政訴訟判決に関して判決の判断と建築専門家としての判断の比較検討を行う。 ・建築専門家の専門委員としての活用の実情を把握する。</p> <p>3年度：・比較検討のとりまとめを行う。 ・建築専門家の位置づけと役割の重要性や限界について明らかにする。 ・建築専門家の行政訴訟への参加の在り方に関してとりまとめを行う。</p>	
委員構成 (委員名 (所属))	<p>委員公募の有無：有</p> <p>主査 杉山 義孝 財団法人日本建築防災協会 専務理事 幹事 飯田 直彦 財団法人建築技術教育普及センター 情報・普及部部长 幹事 西野加奈子 建築・住宅国際機構 事務局長 有田 智一 筑波大学 准教授 大村謙二郎 筑波大学 教授 加藤 仁美 東海大学工学部建築学科 教授 川崎 興太 福島大学共生システム理工学類 准教授 五條 涉 独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ グループ長 高橋 栄人 みらい計画研究所 竹市 尚広 株式会社竹中工務店 設計本部 富田 裕 神楽坂キーストン法律事務所 弁護士 日置 雅晴 早稲田大学大学院法務研究科教授 弁護士 松本 光平 明海大学 名誉教授 柳沢 厚 株式会社C-まち計画室 代表</p>	
設置 WG (WG 名：目的)	なし	
2010 年度予算	30,000 円	ホームページ公開の有無：有 委員会 HP アドレス： http://news-sv.aij.or.jp/housei/s0/

項 目	自己評価
委員会開催数	7 回（年度内計画を含む）
刊行物 （シンポジウム資料等は 除く）	
講習会	
催し物 （シンポジウム・セミナー・研究会・見学会等）	
大会研究集会	
対外的意見表明・パブリックコメント等	
目標の達成度 （当初の活動計画と得られた成果との関係）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 諸外国における建築専門の裁判制度について調査した。 2. 行政訴訟においては、建築専門家の関与に関して実態的にも制度的にも機能していないことが判明した。 3. 行政訴訟における判例を対象として、建築専門家の関与があった場合の問題点、課題の整理を研究した。
委員会活動の問題点・課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術的事項を司法制度に載せて議論する場合の、司法の考え方に関して充分知見を得る必要があることが認識された。